B氏との相談記録 《※平成 27 (2015) 年 5 月 21 日 (木) 提示分》

相談日時: 平成27年5月18日(月)午前10時40分頃

場 所:上下水道局工務課給水グループ窓口

対応職員:給水グループ 藤尾課長補佐、主任、主査

【相談内容】

B氏の相談内容については、以前より協議をしてもらっていた水道業者より建て替え工事に伴う水道の引込工事についての話であった。

検討されたが上下水道局の協議事項である全面の水道本管から新しく引込むことについては了承できるが、B氏の敷地内を通っている既設水道管を自費で全面道路に移設することには納得ができないとのこと。移設するのであれば上下水道局がすべきではないのか。

当初、工務課給水グループ主査が対応し、B氏宅を通っている既設水道管については、市の管理する水道管ではなく、共用管であり上下水道局が移設することもできないし、費用も負担することは出来ない旨説明をする。B氏より新しく前面道路から引込むのだから私のところを通っている既設水道管は関係なくなるのに、なぜ私がその費用まで負担しないといけないのか。ここから給水グループ主任が同席する。敷地内既設水道管については、老朽管のため、今後、漏水する可能性もある。万一、B氏の敷地内で漏水すれば、土間を掘削して修理することも起こりうる。道路上に出していただければそういったこともないのでお願いを依頼する。

しかしながらB氏から納得はえられず、ここから藤尾課長補佐も同席してもらう。 再度、上記内容を説明したが移設についての事は、納得してもらえず検討していただくこととした。